



外貨両替を行う方々へ

外貨両替業務に関する
報告制度をご存知ですか？



1か月の取引合計額が
100万円を超える両替
業者は報告が必要です。

【取引報告】

- 1か月の取引合計額が100万円相当額を超える両替業者は報告が必要です。報告いただく事項は以下のとおりです。
 - ①売却・買入れの取引件数、合計金額
 - ②200万円相当額超の取引件数

【マネー・ローンダリング及びテロ資金供与の防止】

- マネー・ローンダリング及びテロ資金供与の防止等のため、両替業者は以下のことが法令で求められています。
 - ①取引時確認等の義務（1件当たり200万円相当額を超える両替取引を行う場合、200万円相当額以下の両替取引であってもマネー・ローンダリングの疑いがあると認められる場合等）
 - ②疑わしい取引の届出義務（両替業務で収受した現金等が犯罪収益等である疑いがある場合）
 - ③特定事業者作成書面等の作成 等

両替早わかりQ&A

1. 報告制度の概要

Q1 両替業務とは何ですか。

A 「外国為替及び外国貿易法」(外為法)では、両替業務とは、業として外国通貨又は旅行小切手の売買を行うことをいいます。

【参照条文】外為法第22条の3

Q2 両替業務は、誰でも行えるのですか。

A 平成10年の外為法改正前は、両替業務を行う場合には大蔵大臣の認可が必要でしたが、現在は、自由に行えます。ただし、1か月の取引合計額が100万円相当額を超える両替業者は報告が必要です(報告の方法についてはQ8~14をご確認ください)。

Q3 両替取引の報告はなぜ必要なのですか。

A 国際的にマネー・ロンダリングやテロ資金対策の取組みが強化されており、我が国も積極的に取り組んでいるところです。マネー・ロンダリングやテロ資金対策に関する国際協調を推進する政府間機関として設立されたFATF(金融活動作業部会)では、両替業者がこのような行為に利用されることを防止するための方策を勧告しています。両替取引の報告は、このFATFの勧告を受けて、我が国の両替業務の状況を随時把握するために平成17年4月に整備したものです。

Q4 両替業者に報告義務を課す根拠は何ですか。

A 外為法第55条の7では、財務大臣は、外為法の目的を達成するため必要な限度において、外国為替業務を行う者から報告を求めると規定しており、これを受けて、「外国為替の取引等の報告に関する省令」(報告省令)第18条第1項において、月中100万円相当額を超える取引を行っている両替業者に報告義務を課しています。

なお、承認銀行等(注)については、月中取引金額が100万円相当額以下であっても、報告省令第14条第1項第5号において、当該報告義務を課しています。

【参照条文】外為法第55条の7、報告省令第14条第1項第5号、第18条第1項

(注)承認銀行等とは、外為法に基づき、財務大臣の承認を得てオフショア勘定を開設した金融機関をいいます。

Q5 なぜ100万円を超える取引を行った場合に報告が必要なのですか。

A 報告制度の導入に先立って財務省が全国の両替業者に任意に行った調査等をもとに、両替業者の報告事務負担と報告制度のバランスを考慮した結果、報告対象を月中100万円相当額を超える取引を行っている両替業者とすることが適当と判断したものです。なお、基準については、今後の報告内容等を検討しつつ、見直すこともあります。

Q6 報告を行わなかった場合、罰則はあるのですか。

A 報告を行わず又は虚偽の報告を行った場合には、6カ月以下の懲役又は50万円以下の罰金の対象となります。
【参照条文】外為法第71条第8号

Q7 報告した情報は公表されるのですか。

A 本報告制度は、両替業務の状況把握を目的とし、行政における内部資料として活用するものであり、その一部が犯罪収益移転危険度調査書(Q15参照)の計表として公表されていますが、個人情報保護等の観点から、個別の両替業者の名称や取引高がわかるような形での公表は行いません。

2. 報告の方法

Q8 報告すべき事項は何ですか。

A 報告事項は、報告者の住所、氏名(名称)のほか、月中の外貨通貨及び旅行小切手の売却及び買入れについて、それぞれの件数、金額、200万円相当額を超える取引の件数です。報告書の作成・提出に当たっては、日本銀行のホームページ(<https://www.boj.or.jp/z/tame/t-redown2014/nregt29.pdf>)に掲載されている提出要領を参照してください。

【報告書様式】「外国通貨又は旅行小切手の売買に関する報告書」様式(別添)

Q9 100万円相当額は、どのように計算するのですか。また、報告書は千米ドル単位で記入することになっていますが、どのように米ドルへ換算するのですか。

A 本報告の要否は、1か月の外国通貨及び旅行小切手の売買高の合計額が100万円相当額に達するか否かで判断してください。この場合の外国通貨から円への換算については、日本銀行において公示する相場(報告省令レートhttps://www.boj.or.jp/about/services/tame/tame_rate/syorei/index.htm/)を用いてください。

また、報告書の「金額」欄は、千米ドル単位で記入することになりますが、この場合の米ドルへの換算についても、報告省令レートを用いてください。なお、報告書の「うち200万円相当額を超える取引件数」欄の「200万円相当額」を算定するに当たっては、報告省令レートに代えて、顧客と両替を行った日における実勢外国為替相場(実勢レート)を用いても差し支えありません。

【参照条文】報告省令第18条第1項、第35条第2号、第36条第3号

【報告書様式】「外国通貨又は旅行小切手の売買に関する報告書」様式(別添)

Q10 法人の場合、報告は店舗ごとですか、法人単位ですか。

A 複数の店舗(営業所)で両替を行っている場合であっても、法人単位で報告してください。

Q11 報告書は、いつ、誰に提出するのですか。

A 月中の取引金額が100万円相当額を超えた月の翌月中の取引状況について、その翌々月の15日までに日本銀行に提出してください。

【参照条文】報告省令第18条第1項

Q12 なぜ100万円相当金額を超えた月の売買状況ではなく、その翌月の売買状況を報告するのですか。

A 翌月の売買状況を報告対象としている理由は、報告者の負担軽減に配慮したものです。仮に、前月の売買高が100万円を超えて、今月の売買高が100万円以下であっても、当該報告(100万円以下)を行っていただくことにより、誰がどの程度の規模の両替業務を行っているかという状況の把握が可能になります。

【参照条文】報告省令第18条第1項

Q13 毎月の取引高が100万円前後であるため、報告義務があるのかどうかの確認が煩雑です。何か簡便な方法はないでしょうか。

A 毎月の両替業務の取引高が100万円相当額前後である場合には、あらかじめ財務大臣の指定を受けることにより、100万円を超えていなくても毎月報告するという方法の選択が可能です。これにより、当月分の報告が必要か否かの確認作業が省略できることとなります。詳細は、外国為替室にご照会下さい。

【参照条文】外国為替令第18条の7第2項第3号、報告省令第18条第2項

Q14 インターネットでも報告はできますか。

A 書面による報告に代えて、電子による報告(日本銀行外為法手続きオンラインシステムを利用した報告)も可能です。当該日本銀行のシステムを利用するに当たっては、あらかじめ書面による申し込みが必要となります。詳細については、日本銀行のホームページ(https://www.boj.or.jp/about/services/tame/t-denshi/t_densi08.htm/)を参照してください。

3. マネー・ローンダリング及びテロ資金供与の防止

Q15 報告のほかに、両替業者は、法令上どのようなことが求められていますか。

A マネー・ローンダリングやテロ資金供与の防止等のため、外為法及び犯罪による収益の移転防止に関する法律(犯罪収益移転防止法)に基づき、両替業者は、以下のことを行うことが求められています。

① 取引時確認等

1件当たり200万円相当額を超える両替取引を行う場合や、200万円相当額以下の両替取引であってもマネー・ローンダリング又はテロ資金供与の疑いがあると認められる場合等には、取引時確認等を行う義務があります。なお、200万円以下の取引であっても1回あたりの取引額を減少させるために取引を分割したものであることが明らかである場合、分割された取引を一つの取引とみなして取引時確認を行う必要があります。

(注) 犯罪収益移転防止に基づく取引時確認等を適切に行えば、外為法に基づく本人確認等を行ったものと取り扱って差し支えありません。

② 疑わしい取引の届出

両替業務で收受した現金等が犯罪収益等である疑いがある場合には、財務大臣に疑わしい取引の届出を行う義務があります。疑いがあるかどうかの判断にあたっては、他の顧客等との間で通常行う取引の態様との比較等により確認することとされており、また、国家公安委員会が毎年作成し、公表している「犯罪収益移転危険度調査書」の内容を勘案して犯罪収益の移転の危険性の程度が高いと認められる場合は、顧客等に質問や必要な調査を行い、業務を統括管理する者(統括管理者)に疑わしいか確認することが求められています。

【犯罪収益移転危険度調査書(警察庁ホームページ)】

<https://www.npa.go.jp/sosikihanzai/jafic/nenzihokoku/nenzihokoku.htm>

【疑わしい取引の届け出方法等(警察庁ホームページ)】

<https://www.npa.go.jp/sosikihanzai/jafic/todoke/todotop.htm>

【疑わしい取引の参考事例(財務省ホームページ)】

https://www.mof.go.jp/international_policy/gaitame_kawase/inspection/utagawashiitorihiki.pdf

【両替取引の犯罪収益移転等のリスクを高める主な要因】

○多額の現金による取引

○短期間のうちに頻繁に行われる取引

○顧客が取引時確認を意図的に回避していると思料される取引

○顧客が他者のために活動しているとの疑いが生じた取引

○偽造通貨又は盗難通貨、これらと疑われる通貨等に係る取引

※このほか犯罪収益移転危険度調査書においては、イラン・北朝鮮等の特定国関係の取引や反社会的勢力等との取引等についての危険度につき記載されております。

③ 特定事業者作成書面等の作成等

外貨両替業者は、自らが行う取引について調査・分析し、当該取引による犯罪収益の移転の危険性の程度等の調査・分析の結果を記載・記録した書面(又は電子データ)を作成することが求められています。この書面等は、犯罪収益移転危険度調査書の内容も勘案して作成し、必要に応じ見直し・変更を行うこととされています。

これ以外にも、外貨両替業者が取組む事項として、使用人に対する教育訓練、取引時確認等の実施規程の作成、必要な監査その他の業務を統括管理する者の選任、犯罪収益の移転の危険度が高い取引について統括管理者等の承認を受けさせること等が法令で求められています。

(参考) 経済制裁措置に係る支払等

上記とは別に、両替業務において、外為法に基づく資産凍結等の措置の対象となる個人・団体※に対する支払等が行われる場合には、財務大臣による同法上の許可が必要になりますのでご注意ください。

※外為法による規制対象者リスト

https://www.mof.go.jp/international_policy/gaitame_kawase/gaitame/economic_sanctions/list.html

【参照条文】外為法第22条の3、犯罪収益移転防止法第3条第3項、第4条第1項及び2項、第8条第1項及び2項、第11条

Q16 報告に基づいて検査が行われるのですか。

A 外為法第68条第1項では、主務大臣は、この法律の施行に必要な限度において、当該職員をして、この法律の適用を受ける取引、行為若しくは支払等を行った者又はその関係者の営業所、事務所、工場その他の施設に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、又は関係人に質問させることができると規定しております。これに基づき、両替業を行う者の法令遵守状況等については、財務大臣に検査を実施する権限があります。

なお、外為法第68条第1項に加え、犯罪収益移転防止法第16条第1項も根拠規定となります。

(参考)外国為替検査ガイドライン

https://www.mof.go.jp/international_policy/gaitame_kawase/inspection/guideline_index.htm

【参照条文】外為法第68条第1項、犯罪収益移転防止法第16条第1項

○ 外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）

（銀行等の本人確認義務等）

第十八条 銀行等は、次の各号に掲げる顧客と本邦から外国へ向けた支払又は非居住者との間でする支払等（当該顧客が非居住者である場合を除く。）に係る為替取引（政令で定める小規模の支払又は支払等に係るものを除く。以下「特定為替取引」という。）を行うに際しては、当該顧客について、運転免許証の提示を受ける方法その他の財務省令で定める方法による当該各号に定める事項（以下「本人特定事項」という。）の確認（以下「本人確認」という。）を行わなければならない。

- 一 自然人 氏名、住所又は居所（本邦内に住所又は居所を有しない外国人で政令で定めるものにあつては、財務省令で定める事項）及び生年月日
 - 二 法人 名称及び主たる事務所の所在地
- 2 銀行等は、顧客の本人確認を行う場合において、会社の代表者が当該会社のために特定為替取引を行うときその他の当該銀行等との間で現に特定為替取引の任に当たっている自然人が当該顧客と異なるとき（次項に規定する場合を除く。）は、当該顧客の本人確認に加え、当該特定為替取引の任に当たっている自然人（以下この条及び次条において「代表者等」という。）についても、本人確認を行わなければならない。
- 3 顧客が国、地方公共団体、人格のない社団又は財団その他の政令で定めるものである場合には、当該国、地方公共団体、人格のない社団又は財団その他の政令で定めるものために当該銀行等との間で現に特定為替取引の任に当たっている自然人を顧客とみなして、第一項の規定を適用する。
- 4 顧客（前項の規定により顧客とみなされる自然人を含む。以下同じ。）及び代表者等は、銀行等が本人確認を行う場合において、当該銀行等に対して、顧客又は代表者等の本人特定事項を偽つてはならない。

（銀行等の免責）

第十八条の二 銀行等は、顧客又は代表者等が特定為替取引を行う際に本人確認に応じないときは、当該顧客又は代表者等がこれに応ずるまでの間、当該特定為替取引に係る義務の履行を拒むことができる。

（本人確認記録の作成義務等）

第十八条の三 銀行等は、本人確認を行つた場合には、直ちに、財務省令で定める方法により、本人特定事項その他の本人確認に関する事項として財務省令で定める事項に関する記録（次項において「本人確認記録」という。）を作成しなければならない。

- 2 銀行等は、本人確認記録を、特定為替取引が終了した日その他の財務省令で定める日から、七年間保存しなければならない。

（本人確認及び本人確認記録の作成のための是正措置）

第十八条の四 財務大臣は、銀行等が特定為替取引に関して第十八条第一項から第三項まで又は前条第一項若しくは第二項の規定に違反していると認めるときは、当該銀行等に対し、当該違反を是正するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

（銀行等その他の金融機関の本人確認義務等）

第二十二條の二 銀行等、信託会社（信託業法（平成十六年法律第一百五十四号）第二条第二項に規定する信託会社及び同条第六項に規定する外国信託会社をいう。）及び金融商品取引業者（金融商品取引法第二条第九項に規定する金融商品取引業者であつて、同法第二十八条第一項に規定する第一種金融商品取引業を行う者及び同条第二項に規定する第二種金融商品取引業を行う者をいう。第五十五条の三において同じ。）（次項において「銀行等その他の金融機関」という。）は、顧客又はこれに準ずる者として政令で定める者（以下この項において「顧客等」という。）との間で第二十条に規定する資本取引に係る契約の締結その他の政令で定める行為（次項において「資本取引に係る契約締結等行為」という。）を行うに際しては、当該顧客等について、本人確認を行わなければならない。

- 2 （略）

（両替業務を行う者への準用）

第二十二條の三 第十八条第二項から第四項まで、第十八条の二から第十八条の四まで及び前条第一項の規定は、本邦において両替業務（業として外国通貨又は旅行小切手の売買を行うことをいう。）を行う者が顧客と両替（政令で定める小規模のものを除く。）を行う場合について準用する。

(外国為替業務に関する事項の報告)

第五十五条の七 財務大臣は、この法律の目的を達成するため必要な限度において、政令で定めるところにより、外国為替業務（外国為替取引その他の取引又は行為であつて我が国の国際収支又は対外の貸借の動向と密接に関連するものとして政令で定めるもののいずれかを業として行うことをいう。）を行う者のうち相当規模のものを行う者として政令で定めるものに対し、当該外国為替業務に関する事項（第五十五条の三の規定による報告の対象となる事項を除く。）についての報告を求めることができる。

(立入検査)

第六十八条 主務大臣は、この法律の施行に必要な限度において、当該職員をして、この法律の適用を受ける取引、行為若しくは支払等を行つた者又はその関係者の営業所、事務所、工場その他の施設に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、又は関係人に質問させることができる。

2・3 (略)

第七十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一～七 (略)

八 第五十五条の七の規定に基づく命令の規定に違反して、報告をせず、又は虚偽の報告をした者

九～十二 (略)

○ 外国為替令（昭和五十五年政令第二百六十号）

第十八条の七 (略)

2 法第五十五条の七に規定する政令で定める者は、次のいずれかに該当する者とする。

一・二 (略)

三 前号に掲げる者に準ずる者として財務大臣が告示又は通知により指定する者

3 (略)

○ 外国為替の取引等の報告に関する省令（平成十年大蔵省令第二十九号）

(承認銀行等の報告)

第十四条 承認銀行等は、その行つた毎月中の外国為替業務に関する事項の状況について、次の各号に掲げる報告の区分に応じ、当該各号に掲げる様式による報告書一通を作成し、翌月十五日までに、日本銀行を經由して財務大臣に提出しなければならない。

一～四 (略)

五 外国通貨又は旅行小切手の売買に関する報告 別紙様式第二十九

六～十 (略)

2～7 (略)

(外国通貨又は旅行小切手の売買の状況に関する報告)

第十八条 令第十八条の七第二項第二号二に規定する外国為替業務に係る取引の月中の合計額が百万円に相当する額を超える者のうち、本邦において両替業務（法第二十二条の三に規定する両替業務をいう。次項において同じ。）を行う者は、当該取引の月中の合計額が百万円に相当する額を超えた月の翌月中の外国通貨又は旅行小切手の売買の状況について、別紙様式第二十九による報告書一通を作成し、報告の対象となった月の翌月十五日までに、日本銀行を經由して財務大臣に提出しなければならない。

2 令第十八条の七第二項第二号二に規定する外国為替業務に係る取引の月中の合計額が百万円に相当する額を超える者に準ずる者として同項第三号の規定により財務大臣が指定した本邦において両替業務を行う者は、指定期間中の毎月中の外国通貨又は旅行小切手の売買の状況について、前項に規定する様式による報告書一通を作成し、翌月十五日までに、日本銀行を經由して財務大臣に提出しなければならない。ただし、報告の対象となった月中に外国通貨又は旅行小切手の売買の実績がない場合には、当該報告書の提出を要しない。

(報告書作成上の換算等)

第三十五条 令第二十一条に規定する本邦通貨と外国通貨との間又は異種の外国通貨相互間の換算(この省令の規定により報告書を作成する場合における換算に限る。)に係る財務省令で定める方法は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところにより換算する方法とする。

一 (略)

二 第九条第二項、第十三条第二項、第十四条(同条第一項第一号及び第三号、第五項並びに第六項第一号の二から第四号までを除く。)、第十四条の二(同条第一項第一号及び第三号並びに第三項第一号の二から第四号までを除く。)、第十四条の三(同条第一項第一号及び第三号並びに第三項第一号の二から第四号までを除く。)、第十五条、第十六条第三項、第十七条から第十九条まで、第二十一条から第二十三条の二まで(第二十二条第三項第一号の二から第四号まで及び第四項第一号の二から第四号までを除く。)及び第二十六条から第二十八条までの規定による報告 財務大臣が定めるところに従い、日本銀行において公示する相場を用いて換算する方法

三 (略)

第三十六条 令第二十一条に規定する本邦通貨と外国通貨との間(この省令の規定により報告書の提出の要否を判断する場合における換算に限る。)に係る財務省令で定める方法は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところにより換算する方法とする。

一・二 (略)

三 第十五条第一項、第十六条第一項、第十七条第一項、第十八条第一項若しくは第十九条第一項に規定する取引の合計額、第十四条第五項第二号に規定する債権の残高の額又は第二十二条第一項に規定する取引若しくは行為の合計額 当該取引の合計額 当該債権の残高の額又は当該取引若しくは行為の合計額について、前条第二号に規定する方法により換算する方法

四 (略)

○ 犯罪による収益の移転防止に関する法律(平成十九年法律第二十二号)

(国家公安委員会の責務等)

第三条

1・2 (略)

3 国家公安委員会は、毎年、犯罪による収益の移転に係る手口その他の犯罪による収益の移転の状況に関する調査及び分析を行った上で、特定事業者その他の事業者が行う取引の種別ごとに、当該取引による犯罪による収益の移転の危険性の程度その他の当該調査及び分析の結果を記載した犯罪収益移転危険度調査書を作成し、これを公表するものとする。

4・5 (略)

(取引時確認等)

第四条 特定事業者(第二条第二項第四十五号に掲げる特定事業者(第十二条において「弁護士等」という。)を除く。以下同じ。)は、顧客等との間で、別表の上欄に掲げる特定事業者の区分に応じそれぞれ同表の中欄に定める業務(以下「特定業務」という。)のうち同表の下欄に定める取引(次項第二号において「特定取引」といい、同項前段に規定する取引に該当するものを除く。)を行うに際しては、主務省令で定める方法により、当該顧客等について、次の各号(第二条第二項第四十六号から第四十九号までに掲げる特定事業者にあつては、第一号)に掲げる事項の確認を行わなければならない。

一 本人特定事項(自然人にあつては氏名、住居(本邦内に住居を有しない外国人で政令で定めるものにあつては、主務省令で定める事項)及び生年月日をいい、法人にあつては名称及び本店又は主たる事務所の所在地をいう。以下同じ。)

二 取引を行う目的

三 当該顧客等が自然人である場合にあつては職業、当該顧客等が法人である場合にあつては事業の内容

四 当該顧客等が法人である場合において、その事業経営を実質的に支配することが可能となる関係にあるものとして主務省令で定める者があるときにあつては、その者の本人特定事項

2 特定事業者は、顧客等との間で、特定業務のうち次の各号のいずれかに該当する取引を行うに際しては、主務省令で定めるところにより、当該顧客等について、前項各号に掲げる事項並びに当該取引がその価額が政令で定める額を超える財産の移転を伴う場合にあつては、資産及び収入の状況(第二条第二項第四十六号から第四十九号までに掲げる特定事業者にあつては、前項第一号に掲げる事項)の確認を行わなければならない。この場合において、第一号イ又はロに

掲げる取引に際して行う同項第一号に掲げる事項の確認は、第一号イ又はロに規定する関連取引時確認を行った際に採った当該事項の確認の方法とは異なる方法により行うものとし、資産及び収入の状況の確認は、第八条第一項の規定による届出を行うべき場合に該当するかどうかの判断に必要な限度において行うものとする。

一 次のいずれかに該当する取引として政令で定めるもの

イ 取引の相手方が、その取引に関連する他の取引の際に行われた前項若しくはこの項（これらの規定を第五項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第四項の規定による確認（ロにおいて「関連取引時確認」という。）に係る顧客等又は代表者等（第六項に規定する代表者等をいう。ロにおいて同じ。）になりすましている疑いがある場合における当該取引

ロ 関連取引時確認が行われた際に当該関連取引時確認に係る事項を偽っていた疑いがある顧客等（その代表者等が当該事項を偽っていた疑いがある顧客等を含む。）との取引

二 特定取引のうち、犯罪による収益の移転防止に関する制度の整備が十分に行われていないと認められる国又は地域として政令で定めるもの（以下この号において「特定国等」という。）に居住し又は所在する顧客等との間におけるものその他特定国等に居住し又は所在する者に対する財産の移転を伴うもの

三 前二号に掲げるもののほか、犯罪による収益の移転防止のために厳格な顧客管理を行う必要性が特に高いと認められる取引として政令で定めるもの

3～6 （略）

（疑わしい取引の届出等）

第八条 特定事業者（第二条第二項第四十六号から第四十九号までに掲げる特定事業者を除く。）は、特定業務に係る取引について、当該取引において收受した財産が犯罪による収益である疑いがあるかどうか、又は顧客等が当該取引に関し組織的犯罪処罰法第十条の罪若しくは麻薬特例法第六条の罪に当たる行為を行っている疑いがあるかどうかを判断し、これらの疑いがあると認められる場合においては、速やかに、政令で定めるところにより、政令で定める事項を行政庁に届け出なければならない。

2 前項の規定による判断は、同項の取引に係る取引時確認の結果、当該取引の態様その他の事情及び第三条第三項に規定する犯罪収益移転危険度調査書の内容を勘案し、かつ、主務省令で定める項目に従って当該取引に疑わしい点があるかどうかを確認する方法その他の主務省令で定める方法により行わなければならない。

3～5 （略）

（取引時確認等を的確に行うための措置）

第十一条 特定事業者は、取引時確認、取引記録等の保存、疑わしい取引の届出等の措置（以下この条において「取引時確認等の措置」という。）を的確に行うため、当該取引時確認をした事項に係る情報を最新の内容に保つための措置を講ずるものとするほか、次に掲げる措置を講ずるように努めなければならない。

一 使用人に対する教育訓練の実施

二 取引時確認等の措置の実施に関する規程の作成

三 取引時確認等の措置の的確な実施のために必要な監査その他の業務を統括管理する者の選任

四 その他第三条第三項に規定する犯罪収益移転危険度調査書の内容を勘案して講ずべきものとして主務省令で定める措置

（立入検査）

第十六条 行政庁は、この法律の施行に必要な限度において、当該職員に特定事業者の営業所その他の施設に立ち入らせ、帳簿書類その他の物件を検査させ、又はその業務に関し関係人に質問させることができる。

2～4 （略）

— **お問い合わせ先** —

財務省国際局調査課外国為替室

Tel : 03-3581-4111 (内線 : 5289)

